

■基本方針

空家問題の解消に向けては、建物の使用状況や建物の状態に応じたきめ細やかな対応が重要となります。骨子案で提示していた基本方針は、空家等に対する課題を解決するための方向性として一般的な4つの方針を掲げていましたが、これを基に今回提案する具体的な取組（施策）を展開すると、各方針で重複が生じることとなります（次頁の参考図参照）。

本計画においては、本市の住宅事情、実態調査からわかる空家等の状況や所有者等の意識及び地域特性等を踏まえ、4つの事項（1. 情報提供・啓発／2. 地域・関係機関との連携／3. 空家等の利活用及び流通の促進／4. 地域の安全の確保）に重点を置いた空家対策が必要との考えから、これらを基本方針に掲げ、建物の状況に応じた具体的な取組（施策）を展開します。

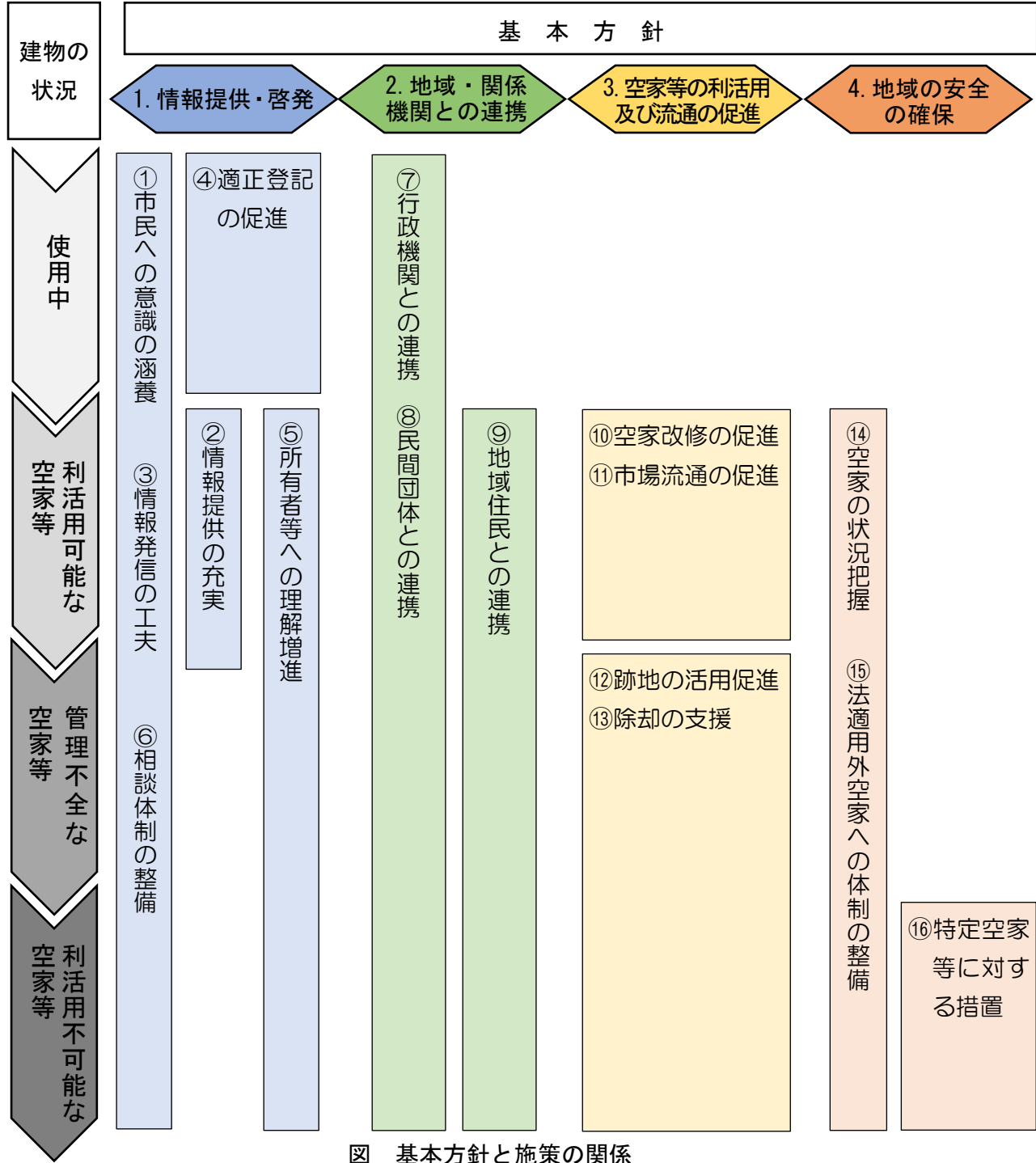
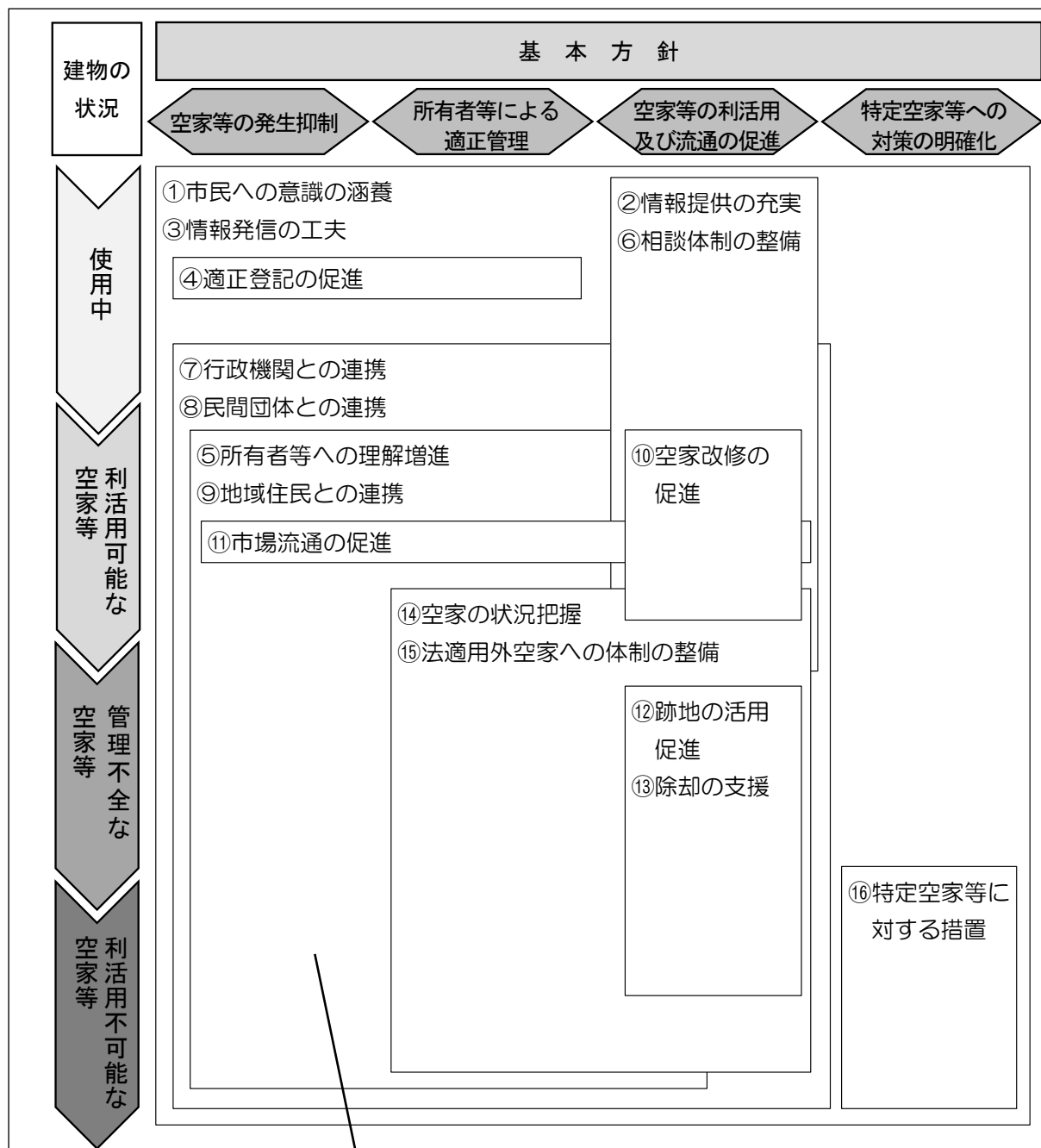


図 基本方針と施策の関係

【参考】変更前の基本方針と施策の関係



取組が複数の方針にまたがるため、取組が重複する（再掲が多くなる）。